

## 「日本エコレザー基準認定ラベル使用契約書」について

契約締結にあたり事前に全契約条項をご確認下さい。

(甲：社団法人日本皮革産業連合会、乙：使用契約者)

甲及び乙は、乙の申込みを受けて甲が日本エコレザー基準認定革と認定した革及びその革を使用した革製品（以下「JES ラベル商品」という）に係る日本エコレザー基準認定ラベル（以下、JES ラベルという）の使用に関して、以下のとおり JES ラベル使用契約（以下「本契約」という）を締結した。

(趣旨)

第1条 本契約は、乙が JES ラベル商品に、甲の登録商標である JES ラベルを使用することにより、革の安全面及び環境的側面に関する情報を広く社会に提供し、安全で環境に優しい革製品を取得したいと願う消費者による商品の選択に資することを目的とする。

(JES ラベルの使用規程等の遵守義務)

第2条 乙は、本契約の各条項のほか、甲において別に定める「日本エコレザー基準認定ラベル使用規程」及び「日本エコレザー基準書」等の規程（以下「JES ラベル使用規程等」という）にしたがって、JES ラベル商品について JES ラベルを印刷・貼付等して使用しなければならない。

2 乙は、乙から出荷した JES ラベル商品についても、販売委託会社等も同様に JES ラベル使用規程等を遵守するよう配慮しなければならない。

3 乙は、JES ラベル使用規程等が、甲において定める手続に従って改廃される場合でも、これらの規程に従わなければならない。

(本契約に係る JES ラベル商品)

第3条 本契約の対象となる JES ラベル商品は、別表の各号に掲げるものとする。

2 ラベル表示方法は、JES ラベル使用規程等に従わなければならない。

(報告義務)

第4条 乙の名称、代表者名、住所、電話番号、連絡担当者等が変更された場合、又は JES ラベル商品の製造販売を中止した場合には、乙は、甲に対し、これらの変更及び中止に係る内容を、当該事実の発生した日から2週間以内に書面により報告しなければならない。

2 JES ラベル商品のブランド名、製造方法、製造工程、製造場所もしくは使用する原材料等が変更される場合、又は品番などを追加、廃止する場合等には、乙は、甲に対し、これらの変更及び追加、廃止に係る内容を、書面により提出し、甲の事前の書面による許諾を受けなければならない。

3 JES ラベル商品について事故等が発生した場合、乙は、甲に対し、その事故の内容、対策等を、当該事故の発生した日から1週間以内に書面により報告しなければならない。

(JES ラベル使用の許諾)

第5条 甲は、乙に対し、別に定める「日本エコレザー基準認定ラベル使用規程」第2条に基づいて、本契約の定めるところにより、JES ラベル商品について JES ラベルの印刷・貼付等による使用を許諾する。

(JES ラベルの無断使用の禁止)

第6条 乙は、使用許諾を得た JES ラベル商品以外の商品に JES ラベルを使用してはならない。

(JES ラベルの不適正使用の禁止)

第7条 乙は、使用許諾を得た JES ラベル商品についてのみ JES ラベルを使用することができる。ただし、当該商品が変更等により認定基準を満足しなくなった場合は、直ちに JES ラベルの使用を停止しなければならない。

(JES ラベル認定の有効期間)

第8条 JES ラベル商品に関する認定の有効期間は、第10条による解約の申入れに基づく合意解約、第14条による認定の取消し、または第21条により本契約の解除がされた場合を除き、JES ラベル商品認定通知日から第3条の認定基準の有効期限日(○年○月○日)までとする。ただし、甲が、別に定める手続により JES ラベル商品の認定基準の有効期限を延長した場合には、それに従う。

2 JES ラベル商品の認定基準の有効期限までの間に当該認定基準が改定された場合においても、当該 JES ラベル商品が認定審査時の認定基準を満たしている限り、前項と同様とする。

(JES ラベルの使用契約期間)

第9条 本契約の有効期間(使用契約期間)は、本契約締結の日から当該 JES ラベル商品に関する認定の有効期間の満了日までとする。

2 乙は、前項の使用契約満了後は、JES ラベルの印刷・貼付等された JES ラベル商品を出荷してはならない。ただし、甲の書面による事前の許諾を受けた場合はこの限りではない。

3 乙は、甲に対し、所定の書面を提出し、使用契約期間内に JES ラベルの使用を取りやめることができる。

(使用契約の解約)

第10条 乙は、甲に対し、所定の書面により、本契約の全部又は一部の解約の申入れをすることができる。

(不当な表示等の制限)

第11条 乙は、JES ラベルの使用等にあたり、「不当景品類及び不当表示防止法」その他

の関係法令を遵守しなければならない。

2 乙は、JES ラベル商品の製造委託先、販売委託会社等が不適正な JES ラベルの表示等をする事のないよう配慮しなければならない。

(報告・調査)

第 12 条 甲は、JES ラベル事業の適正な実施を図るため、乙に対し、JES ラベルの使用状況・JES ラベル商品の製造販売状況等について報告及び説明を求め、又は、乙に事前に通知し、乙の本店、営業所、工場、関連する製造委託会社等への立入りを含む調査をすることができる。

2 前項の場合において、乙が規定に違反していることが明らかになった場合には、甲は、乙に対し、前項の調査等甲に生じた交通費、宿泊費その他の実費を請求することができる。

(第 2、第 6 条及び第 7 条違反の疑いのある場合の報告・現地監査等)

第 13 条 甲は、乙が第 2 条、第 6 条及び第 7 条の規定に違反している疑いがあると認めるときは、乙に対し、必要な報告を求め、又は、自ら現地監査を行うことができ、乙はこれに協力しなければならない。

2 前項の場合において、乙が第 2 条、第 6 条及び第 7 条の規定に違反していることが明らかとなった場合には、甲は、乙に対し、前項の現地監査等甲に生じた交通費、宿泊費その他の実費を請求することができる。

3 第 1 項の場合において、甲は、乙の取引業者その他関係者に対して、必要な問い合わせ等を行うことができ、乙はこれに必要な協力をしなければならない。

(認定の取消し等)

第 14 条 甲は、乙の製造する JES ラベル商品が認定基準を満足しないと認めるときは、当該 JES ラベル商品の認定を取り消すことができる。

2 前項の場合、乙は、第 9 条に定める使用契約期間中であっても、直ちに JES ラベルの使用を取りやめなければならない。

(JES ラベル商品に関する責任)

第 15 条 乙は、JES ラベル商品の品質、性能、安全性等について一切の責任を負う。

2 乙は、甲より要求があった場合は、JES ラベル商品の改良等に努めるものとする。

3 乙は、乙の責任と負担において JES ラベル商品により発生した事故等による被害者への損害の賠償等をなすものとする。

4 乙は、消費者等から JES ラベル商品につき苦情等がなされた場合には、乙の責任と負担において速やかに適切な改善等の措置を講ずるものとする。

(権利譲渡等の禁止)

第 16 条 乙は、甲の書面による事前の承諾なくして、本契約に定める JES ラベル使用权を第三者に譲渡、担保提供若しくは転貸し、又は代理使用を許諾してはならない。

(誤使用の場合の是正及び公表)

第 17 条 乙が第 2 条の規定に違反した場合には、甲は、乙に対し、違反状態の速やかな是正を求めることができる。

2 乙が前項の是正要求に従わない場合には、甲は、乙が JES ラベルを誤って使用した事実について、乙による自主的な公表を求め、又は、自ら公表することができる。

(無断使用の場合の公表)

第 18 条 乙が第 6 条の規定に違反した場合には、甲は、乙に対し、乙が JES ラベルを無断で使用した事実について、乙による自主的な公表を求め、又は、自ら公表することができる。

(不適正使用の場合の公表)

第 19 条 乙が第 7 条の規定に違反した場合には、甲は、乙に対し、乙が認定基準を満足しない商品に JES ラベルを使用した事実について、乙による自主的な公表を求め、又は、自ら公表することができる。

(情報の取扱い等)

第 20 条 甲及び乙は、本契約の履行に際し知りえた相手方に関する非公知の情報については、本契約の履行または JES ラベル事業の遂行の目的以外には使用せず、他に開示・漏洩しないものとする。

2 甲及び乙は、本契約の履行に際し入手した個人情報保護に関する法律第 2 条に定める個人情報については、同法の定めに従って適正に取扱うものとする。

(本契約の解除)

第 21 条 乙が次の各号のいずれかに該当した場合には、甲は、乙に対する何らの通知・催告等を要することなく、直ちに JES ラベル認定を取消し、本契約を解除することができる。なお、甲に損害が発生したときは、甲は、乙に対し、その損害の賠償を請求することができる。

一 第 2 条、第 6 条、第 7 条に定める規定に違反したとき

二 第 4 条、第 12 条及び第 13 条に定める報告を怠り、又は、甲の調査若しくは現地監査を妨げたとき

三 第 14 条の規定により、JES ラベル商品の認定が取り消されたとき

四 乙が使用許諾を得た他の JES ラベル商品について JES ラベル使用契約が解除されたとき

五 甲の許諾なく JES ラベルと類似のラベルを使用したとき

六 乙の甲に対する JES ラベル商品の認定申込み書類に記載に虚偽があることが判明したとき

七 不適切な販売方法等により消費者の信頼を失うなど JES ラベルの信用を傷つけたとき

八 会社更生、破産、民事再生等の申立を受け、又は、自らその申立をなしたとき

九 手形の不渡処分、公租公課の滞納処分、又は、差押等の強制執行を受けたとき

一〇 環境関連法規、消費者関連法規その他法令に違反し、又は、これらに基づく行政指導若しくは行政処分を受けたとき

一一 前各号に準ずる事由の発生したとき

一二 その他上記以外に本契約の各条項のいずれかに違反したとき

(契約解除の場合の在庫処理)

第 22 条 本契約が第 21 条の規定に基づき解除により終了した場合、乙は、甲の指導に基づき、契約解除の日において未出荷の在庫商品について、契約解除の日から 1 ヶ月以内に、目張りシール等の貼付、JES ラベル表示部分の消去等の適正な処理を行い、かつ、甲に対し、その経過及び結果を書面により適時に報告しなければならない。

(不正使用通報協力義務)

第 23 条 乙は、第三者が JES ラベルを不正に使用する事実を知ったときは、当該第三者の名称、所在、商品名、不正使用の内容を甲に報告しなければならない。

(情報開示の同意)

第 24 条 乙は J E S ラベル商品が本基準に認定された場合、その有効期間中に申請会社名、住所、連絡先および申請内容の全部又は一部を(社)日本皮革産業連合会の Web サイト上に開示することに同意する。

(協議)

第 25 条 本契約上の疑義及び本契約に定めのない事項について生じた疑義等については、甲乙協議のうえ解決するものとする。

(管轄の合意)

第 26 条 本契約について万一、紛争が生じたときは、その第一審管轄裁判所を東京地方裁判所とすることについて、甲・乙は予め合意した。

甲 東京都台東区駒形一丁目 12 番 13 号  
社団法人 日本皮革産業連合会  
会長名 印

乙 (所在地)  
(法人名)  
代表者名 印

別表

一 日本エコレザー基準認定番号	第〇〇〇〇〇〇〇〇号
二 (皮革製品の場合) 製品区分・許可番号	第〇〇〇〇〇〇〇〇号 (靴、鞆、ベルト…)
三 本契約の有効期間 (使用契約期間)	本契約締結日から認定の有効期間の満了日 (〇年〇月〇日) までとする。(第8条参照)

(様式第 1)

文書番号  
年 月 日

社団法人 日本皮革産業連合会  
会長 殿

住 所  
法人又は団体名  
代表者名 印

### JES ラベル使用変更届

標記の件について、日本エコレザー基準認定ラベル使用契約書 第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記の通り提出します。

#### 記

1. 基準認定番号：
2. (製品の場合) 許可番号：
3. 商品名または皮革製品名
4. 契約満了日：
5. 在庫状況：
6. 変更項目：(法人等名称・法人等所在地・代表者名・電話番号・連絡担当者・JES  
ラベル商品の製造販売中止)  
(新旧対照表記入のこと)

(皮革製品の場合、認定革が複数あるときは並記すること)

以上

(様式第 2)

文書番号

年 月 日

社団法人 日本皮革産業連合会  
会長 殿

住 所  
法人又は団体名  
代表者名 印

### JES ラベル使用変更許可願

標記の件について、日本エコレザー基準認定ラベル使用契約書 第 4 条第 2 項の規定に基づき、下記の通り提出します。

#### 記

1. 基準認定番号：
2. (製品の場合) 許可番号：
3. 商品名または皮革製品名
4. 契約満了日：
5. 在庫状況：
6. 変更項目：(ブランド名・製造方法・製造工程・製造場所・原材料・品番の追加／廃止)  
(新旧対照表記入のこと)

(皮革製品の場合、認定革が複数あるときは並記すること)

以上



(様式第 3)

文書番号  
年 月 日

社団法人 日本皮革産業連合会  
会長 殿

住 所  
法人又は団体名  
代表者名 印

### JES ラベル使用事故報告書

標記の件について、日本エコレザー基準認定ラベル使用契約書 第 4 条第 3 項の規定に基づき、下記の通り提出します。

#### 記

1. 基準認定番号：
2. (製品の場合) 許可番号：
3. 商品名または皮革製品名
4. 契約満了日：
5. 在庫状況：
6. 事故の詳細：
7. 被害の概要 (物損・人身) 及び被害額概算：
8. 処置方針：

(皮革製品の場合、認定革が複数あるときは並記すること)

以上

(様式第 4)

文書番号  
年 月 日

社団法人 日本皮革産業連合会  
会長 殿

住 所  
法人又は団体名  
代表者名 印

### JES ラベル使用廃止届

標記の件について、日本エコレザー基準認定ラベル使用契約書 第 9 条第 3 項の規定に基づき、下記の通り提出します。

#### 記

1. 基準認定番号：
2. (製品の場合) 許可番号：
3. 商品名または皮革製品名
4. 契約満了日：
5. 在庫状況：
6. 廃止理由：

(皮革製品の場合、認定革が複数あるときは並記すること)

以上

(様式第 5)

文書番号

年 月 日

社団法人 日本皮革産業連合会  
会長 殿

住 所  
法人又は団体名  
代表者名 印

**JES ラベル使用契約の（一部・全部）解約願**

標記の件について、日本エコレザー基準認定ラベル使用契約書 第 10 条の規定に基づき、下記の通り提出します。

記

1. 基準認定番号：
2. (製品の場合) 許可番号：
3. 商品名または皮革製品名
4. 契約満了日：
5. 在庫状況：
6. 解約理由：

(皮革製品の場合、認定革が複数あるときは並記すること)

以上